

【京都銀行カードローン<ダイレクト>取引規定の新旧対照表】

改定前	改定後
<p>…省略…</p> <p>第4条（貸越極度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本取引の貸越極度額は、当行が決定いたします。 2. 当行がやむを得ないものと認めて、この極度額を超えて貸越を行った場合も本カードローン取引規定の各条項が適用されるものとし、その場合は当行からの請求があり次第、直ちに貸越極度を超える金額を返済するものとし、 3. 第1項にかかわらず、当行は、当行所定の基準により本取引の貸越極度額を増額または減額できるものとし、 4. 当行が前項により貸越極度額を増額を行う場合は、増額後の貸越極度額および変更日を<u>事前に書面により通知するものとし、</u>なお、当該通知書に記載された期限までに、<u>貸越極度額を増額に対して本人から承諾の意思表示があった場合に限り、本人は当該通知書に記載された貸越極度額を増額を承認したものとし、</u> 5. 当行が第3項により貸越極度額の減額を行った場合は、減額後の貸越極度額および変更日を書面により通知するものとし、この場合、当該通知書に記載された期限までに、本人は減額後の貸越極度額を超える本債務全額を返済するものとし、 <p>…省略…</p>	<p>…省略…</p> <p>第4条（貸越極度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本取引の貸越極度額は、当行が決定いたします。 2. 当行がやむを得ないものと認めて、この極度額を超えて貸越を行った場合も本カードローン取引規定の各条項が適用されるものとし、その場合は当行からの請求があり次第、直ちに貸越極度を超える金額を返済するものとし、 3. 第1項にかかわらず、当行は、当行所定の基準により本取引の貸越極度額を増額または減額できるものとし、 4. 当行が前項により貸越極度額を増額を行う場合は、増額後の貸越極度額および変更日を<u>書面または電磁的方法により通知するものとし、</u>ただし、<u>貸越極度額を増額は、事前に貸越極度額を増額審査に関する申込意思を確認した後、当行において同審査を実施した上で</u>行います。 5. 当行が第3項により貸越極度額の減額を行った場合は、減額後の貸越極度額および変更日を書面により通知するものとし、この場合、当該通知書に記載された期限までに、本人は減額後の貸越極度額を超える本債務全額を返済するものとし、 <p>…省略…</p>

※下線部が変更箇所

